

「国税に関する申告・納付等の期限」についてのお知らせ

東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

岩手県、宮城県及び福島県のうち、次の表を除く地域の納税者の方につきましては、平成 23 年 3 月 11 日から 9 月 30 日までの間に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が、

平成 23 年 9 月 30 日（金）

となります。

【引き続き期限が延長される地域】

岩手県		宮城県		福島県	
管轄署	市 町 村	管轄署	市 町 村	管轄署	市 町 村
宮古	宮古市、山田町	石巻	石巻市、東松島市、 女川町	福島	川俣町
大船渡	大船渡市、陸前高田市、 住田町	塩釜	多賀城市	郡山	田村市
釜石	釜石市、大槌町	気仙沼	気仙沼市、南三陸町	相馬	南相馬市、飯舘村、浪江町、 双葉町、大熊町、富岡町、 楢葉町、広野町、葛尾村、 川内村

申告・納付等の義務がある個人や法人の方で申告・納付等がまだお済みでない方は、平成 23 年 9 月 30 日までに手続きをお願いします。

また、9 月 30 日までに申告所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税に係る平成 22 年分の確定申告書を提出した方で振替納税をご利用の方の振替納付日は、平成 23 年 10 月 31 日（月）となります。

申告等の手続きが困難な方

東日本大震災による災害等により、9 月 30 日までに申告・納付等の手続きが困難な方については、個別に期限の延長が認められますので、状況が落ち着いた後、最寄りの税務署にご相談ください。

申告・納付等の義務のない方

申告・納付等の義務がない方であっても、震災特例法により、東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた個人の納税者の方は、確定申告を行うことにより所得税の還付を受けることができる場合や、自動車重量税の還付を受けることができる場合があります。

この場合は、平成 23 年 9 月 30 日以降にも手続きをすることができますが、税務署では、既に相談・申告を受け付けておりますので、お早めに最寄りの税務署にご相談ください。

その他の震災特例法の内容や震災に伴う税務上の取扱いについては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。